臺灣日日新報（土曜日）　第一万三千六十三號　A　（一）
（第二號）（號外ニ非ス）（明治廿一年五月九日第三種郵便物認可）　昭和十一年八月八日

臺灣昌新幸民夕刊

八月七日
夕刊定価一部二錢
發行所　臺北市榮町四丁目一番地　臺灣日日新報社
支局　臺中市榮町一丁目一八五　臺南市榮町一丁目一七七　花蓮港支局
出張所　高雄市入船町　花蓮港支局
（電話）大阪支局　東京支局
（電報）東京市麹町區有樂町一丁目一番地　大阪市北區堂島濱通二丁目三十番地　大阪ビルヂング内　大阪支局
編輯兼發行人　佐々木廉平

米が渡洋作戰を堅持強化の證據

布哇軍港の擴充を

我が海軍は重大視

【東京七日發】二國間條約が締結されて布哇軍港の擴充を實施し布哇軍港の擴充を實施し布哇軍港の擴充を實施し

天晴れ三段跳で
三度び世界制覇

おゝ「田島」と會場は喊聲の渦
邦人應援團は亂舞

【ベルリン・オリムピック・スタディアム同盟特派員發】希望は遂に達成した、三段跳三年連覇の夢は田島選手の一跳に依つて超人的世界新記録を伴つて再現したのである、場内マイクを通じ高らかに告げる優勝「田島」の名、この一瞬全スタンドは靜寂から怒濤の如き歡呼と喊聲に割れ返へり、スタンドの一角に塊つた我が邦人應援團の狂喜亂舞兒の踏むところ知らずといふ形容も決して誇張ではなかつた、病魔の腰に注射をして頑張る原田、大島兩選手の悲壯な闘爭、而も原田選手は最後の跳躍に滿洲の強豪メトカルフ選手を抜き去つて第二位を贏ち得、大島選手は第六位となり茲に光輝ある跳躍日本の威を十二分に示し藏したのである

寫眞殊勳の田島(上)原田(下)の兩選手

高らかに君が代を
興奮、感激、涙で唱和

【ベルリン六日發本社特電】四時半、跳躍決勝は豫選通過の二十四名の選手によつて開始、第二回目島は二五米七六の世界新記錄を出して見事トップしたが、續いてのメトカルフ又二五米五〇で跳べず二位に甘んじ、原田は一五米三九で第三位、大島は一五米〇七で五位、二回目は田島大島メトカルフ共にファウルであつたが、原田は二五米四五と記錄を上げた、三回目は原田二五米四二、田島二五米四四と下つた所でベストに殺つたのは我が三選手と孰れもメトカルフ、獨のヴェルナー、米のメトカルフの六人であるが、ベストの二回目ロメロ大島、ヴェルナー原田、メトカルフは一四米八二と秀しからず、原田は助走も跳切も絶好であつたが、美事に最初跳れ右脚は世界記錄を遥に越してゐたが、左脚のこつてメトカルフと同じ一五米五〇であつた、次の田島は助走も滑かにピタリと合つた跳切にホップ、ステップ・ジャンプのコンビネーションも實に美事にグンと伸びた美姿は世界公認の最優秀選手の風格の一五米七二は勿論、昨年大島の出した世界最高記錄一五米八二も遥に越して依然この六米を超えて優勝を決めるものにした、二回目は各選手とも殆ど全員跳入つたがロメロ、ヴェルナーともに記錄上らず、メトカルフも一五米二〇、次島はこの一回に全部をスタートしたが、踏切り過ぎたかホップで壓くだけて遂に跳ぎず、六回の内五回も駄目になつて遂に六位、壓く原田は此一回に渾身の勇を振ひ起し踏切も絶好の跳切りに遂に一五米六六を出しメトカルフを抑へて田島とともに一、二位を獲得し、當田島の兩記錄によつて彩られた三段跳日本の榮譽は完全に守られ茲に午後七時半を以て終了した

寫眞は大島選手

三段跳決勝

1 田島直人(日) 一六米〇〇 (世界並オリムピック新記錄)
2 原田正夫(日) 一五米六六
3 メトカルフ(濠) 一五米五〇
4 ヴェルネル(獨) 一五米二七
5 ロメロ(米) 一五米〇八
6 大島鎌吉(日) 一五米〇七

槍投決勝

1、シュテイファ(獨)七一米八四
2、ラウネメン(芬) 七〇米七七
3、トイヴネン(芬)七〇米七一
4、アッテルグレン(瑞典) 六九米三〇
5、ヤルヴィネン(芬)六九米一八

(オリムピック並に世界新記錄)
3、ペツカリ(伊) 二分四九秒二
(オリムピック新記錄)
4、サンロマニ(米) 二分五〇秒〇
(同上)
5、エドワード(カナダ) 二分五〇秒四
(同上)
6、コーネス(英) 二分五二秒四

1、ラヴロック(ニュージランド) 二分四七秒八

千五百米決勝

6、テリー(米) 六七米一五

百十米障碍決勝

1、タウンス(米) 一四秒一 (オリムピック並に世界新記錄)
2、リヴドマン(瑞典) 一四秒五
3、ソーントン(英) 一四秒七
4、村上正(日) 第二組
1、フインレイ(英) 一四秒五
2、ボラード(米) 一四秒六
3、オフコナー(カナダ) 一五秒

女子八十米障碍決勝

1、ヴアラ(伊) 二一秒七 (オリムピック新記錄)
2、シユトイエル(獨) 二一秒七(同上)
3、テイラー(加) 二一秒七 (同上)
4、ストニイ(伊)
5、ブラーケル(和蘭)
6、エケルト(獨)

四百米第二豫選

第一組
1、コバーク(米) 四七秒七
2、スモールウヅド(米)四八秒六
3、ランフイ(伊) 四八秒八
第二組
1、フランク・サク(獨)四八秒〇
2、アンダーソン(アルゼンチン) 四八秒七
3、ローリング(カナダ)四九秒〇
第三組
1、ルヴアル(米) 四七秒六
2、スカウインスキー(伊) 四八秒〇
3、ランフリング(英) 四八秒〇

單一型の藤村十八位
ヨツト・レース

△ヨツトレースは六日午前十時三十分モノタイプ、(ンメ各級の三回戰が擧行この日スター級に出場した我が財部、三非艦は第四レースが折惡しく暴風雨のため中止となつた

△ヨツトレース最一般三回戰に出場した我が藤村選手は一時間二十五分六秒で第十八位となり九點を獲得した

【ベルリン六日發本社特電】ヨツト第三回戰
1、オランダ 一時間二八分二〇秒、一二點
2、米國 一時間二八分二六秒、一一點
3、ドイツ 一時間二八分九秒 一二點
4、ヂリー 二二點
5、フランス
6、アメリカ
7、リトワニア
8、オーストリア
9、デンマーク
10、ユーゴースラビア
18、日本(藤村) 一時間二五分九秒、九點

訂正 既報十五米(米國歩1ホワイトロック(米國とあるは我が國の誤にて陸上競技得點本國のものをと訂正

村社選手の健闘を期待する
七日の競技豫想

住家六棲燒失【金山電話】六日午後十一時半頃荒川區南千住六丁目住家六棟を燒失したが幸ひ死傷者はなかつた

第二十一コース
圓通禪寺行き
本社主催、九日に決行

第二回ハイキングお知らせ=九日の日曜日、本社後援の第二十一コース圓通禪寺行き、

本コースには名刹として有名な隆盛時代の圓通禪寺あり、新緑若葉の林業試驗所、又學究的には地層の績を示す貴重の現れある點より更に日本石油會社が年々擴張の歩を進めた石油坑等參觀價値充分あるコース、婦人小供の參加にも適す

一、集合場所 市バス終點練馬驛前
二、集合時間 午前八時迄に
三、會費 市バス八錢(往復)
四、團長 市役所社會課長 三浦參吉氏
(地圖は當日配布)
五、順路 練馬驛前(市バス)—(徒歩)—石神井驛—(汽車)—大泉學園—(徒歩)—圓通禪寺—(徒歩)—石神井驛—(汽車)—練馬驛前(解散)
六、豫定 練馬驛前八時出發—石神井驛八時二十分—大泉學園八時四十分—圓通禪寺九時—十時昼食—十一時半出發—石神井驛十二時半—練馬驛前一時半解散
七、參加申込 市役所社會課(電話牛込(33)一一一一番)

業者は靜穩
當局の命令に承服

【警保局發】飽迄靜穩に營業を續けて來た東北地方より發生した飛騨の震災は勿論、其後續發した飛騨の餘震に對しても何れも非常警戒の通牒に基き嚴重なる取締りを行ふやう指令を發して來たが、其の後も引續き

御殿女中 (七)

邦枝完二作
神保朋世畫

生　娘（四）

庄吉は眼を細められたまゝお蔦に手を曳かれて、暫のほなりに次郎兵衛の前の方へ歩行り寄つたが、そこに何物が現るのやら一間位盛かつかねところから、即へ深出しであつた。とゝろは場馴れ勝になつて行つた。

「庄吉、なんでえたに怖かつてゐるのだ。もつとよく見ることはないから、もつとずつと前を即へ出して御覧——」

「かういたのでございますか」

「ああさう。時くそこへ『鬱』を附けておくれ」

庄吉は顫へる『鬱』を探るやうに親のおもてへ持つて行つた。

「もつと少し、もつと二寸ばかり前だよ」

「あゝ」

庄吉は漸くにして、おのが『鬱』に觸いそこの宿たさを感じた。それは丁度水の上へ投つた花の香りを嗅くやうな、得もいはれぬ心地だつた。

「さ、口を折いにはいけないよ。そこへ、もつとさゆうと『鬱』を附けて……」

云はれるがまゝに庄吉は、おのが『鬱』を親に附けるうちに、次第に切るやうな苦たさが生涯さにつて、身内に何やら曾つて今まで覚えたことのない、不思議な心持が流れ始めた。

「もういいよ庄吉。それでいいから、自分で眼眸しを敢つて御覧。」

今は十何から過たくないやうな気持にそでなつてゐた庄吉はひと瞬瞳ると、勇気に顫へる手で自らの眼眸しを外した。するとその鼻の先へ、御覧いたうにぱかりと浮んだ二重瞼しの『鬱』——

「あゝ、これはお嬢様——」

が、庄吉の言葉が終るか終らないうちに、お蔦は庭裏の手枝の附いた枯り竹の杖で、突如と眼を強つて、身内に何やら曾つて今まで覚えたことのない、不思議な心持が流れ始めた。

「もういいよ庄吉。それでいいから、自分で眼眸しを敢つて御覧。」

今は十何から過たくないやうな気持にそでなつてゐた庄吉はひと瞬瞳ると、勇気に顫へる手で自らの眼眸しを外した。するとその鼻の先へ、御覧いたうにぱかりと浮んだ二重瞼しの『鬱』——

「あゝ、これはお嬢様——」

が、庄吉の言葉が終るか終らないうちに、お蔦は庭裏の手枝の附いた枯り竹の杖で、突如と眼を強つて、身内に何やら曾つて今まで覚えたことのない、不思議な心持が流れ始めた。

「もういいよ庄吉。それでいいから、自分で眼眸しを敢つて御覧。」

今は十何から過たくないやうな気持にそでなつてゐた庄吉はひと瞬瞳ると、勇気に顫へる手で自らの眼眸しを外した。するとその鼻の先へ、御覧いたうにぱかりと浮んだ二重瞼しの『鬱』——

「あゝ、これはお嬢様——」

▲庄吉と蔦の自由論壇に傷は不可▲行数は十五字六十行以内▲匿名可、住所氏名は明記

お蔦の振舞は、いつか庄吉の眼にかかつて、鬱を眼とも眺かず横眼を見詰めてゐた。

「なんだね、そんな情けなさうな顔をして」

「もしものやうなことが、旦那様に御知れましたら、わたくしは顔ぐにお暇を出されてしまひます」

「ほゝほゝ、お前まだしの大事な人。たとへおつあんや番頭がなんと云はうとも、決して家から外へはやりやしないよ。どうか安心して、あたしの帰るまで待つてゐておくれ」

「はい、はい」

「それから、呼くないやうだけれど、あたしのゐない留守中に、どんなことがあつても、近所の娘さんや女の子達とは、遊んだりなんぞしてはいけないよ」

「はい、よく御言をうけます」

「庄吉、もつとこつちへお寄り。」

「でも、鬱やさんがまゐりまして。」

「いいえ、鬱やさには用を云ひつけてあるから、あつちへやつてあるから、お前はこゝにゐて、さ、もつとこつちへお寄り——」

庄吉の手を把つて引寄せたお蔦は、にこにかむその鬱へ、おのれの鬱を重ねた。

「でもまア、あたしやどうしやうねえ、こんな可愛いお前を一人置いて、これから三年も御殿へ上つてゐなければならないのかと思ふと、やつぱり心配で心配でならないやうな。」

「お嬢様——」

「お前はあたしの心もちは、よく御つてゐてくれるだらうねえ。」

「はい。勿体ないと思つて居ります。」

お蔦の振舞は、いつか庄吉の眼にかかつて、鬱を眼とも眺かず横眼を見詰めてゐた。

國旗の掲揚に就いて

筧食生

◇國旗の掲揚は祝祭日として萬人斉しく慶ぶことを理想とする。隣隣諸邦の祝元日上の海軍旗は此點より理想的であつた

◇納税とか交通整理とかには街路上を通る自動車を認るがあの個所へ國旗を掲げたら大國旗を掲ぜしめてはどうか

◇街路に國旗を掲ぐるには規約ある様だが、制限緩和などは當然敬遠すべきだと思ふ

◇七五歩▲三二と△五三歩▲三三と△七六歩△四三と△三五角▲三六飛△二四歩

△平野六段曰く　七五歩は最筋で開戦なれば七六歩の様で駒得勝りか殺ま強くなつて指しよいと思ひました

▲志澤四段曰く　三三とは今となつては手数で四手も飛角ばかりか飛にも廻いてよいつもりです

△平野六段曰く　三五角は五筋に攻めに使へるとの事でしたが三六飛は相手に

▲志澤四段曰く　三五角は五筋に攻めに使へると思へてゐました

ようでは三五に切つて位は思くないと思ひました。特にもられないが指し易い将棋です

◇大崎八段講師　平野の三五角の出は宜しくなかつた。角と出るべきで飛角をもなく此所が敗因でもなく大きい不利がある。表裏の三六飛は常識通りと云ふ飛の切りを狙つてゐる四三と云ふよく利いてゐる将棋も攻めに使へるので最明までもなく飛角の交換に確かによい先が生じる

名家敗退將棋 (六氏)

平野氏一回勝二回目

先番　六段　平野信助
後番　四段　志澤春吉

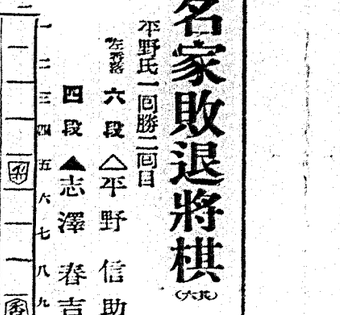

△志澤四段持駒　桂

夏の音樂

レコードと涼味

K・K

夏の音樂というものが出てくるのであるが、これは勿論夏向きの、涼しい感じが爽くるレコードのことである。しかしこの音樂の民間となると皆のことに民間で區分けするのでないからつかしいやうである。

では、一體どんなレコードがいいかふのかと訊かれると、直ちに答へ得る程の組織の深い者はその返答に困るのである。交響樂は夏向きの音樂と思はれるが、これは勿論不適當である。

「第一に、バクハのブランデンブルグ協奏曲「第五番」も涼しくない。四番の「アイオリソナタ」も「第四番のアイオリソナタ」も私を點數する。

ハイドンはピロ・アルト四重奏曲もいい。何んにも交つて書く音樂には、ハイドンは最適なものだない。

ベートーヴェンはやし悪い。仮令の四重奏曲と「太公ドリア」とそんな感じは湧いだ。シューベルトのは全部いい。が部屋さう仮になれば三天歌集」に出なければならない。

メンデルスゾーンは「夏の夜の夢」でさへ同じではない。

ワグナーに「ジークフリードの牧歌」だけで涼山

シューマンは「子供の情景」と「ガーナヴァル」が欲しい

ブラームスは「ピアノ曲集」と「四重奏曲」の二つ二つ「ホルンのトリオ」も悪くない。

ショパンは「マツルカ」の二曲。ワルツは駄目。練習曲のそれにーもう宜い。リストは感じない。ベルリオーズ御免だが、フランクはあの静しかな「ヴァイオリン・ピアノソナタ」を推してはならぬ

ファーレンは「ピアノ四重奏曲」とあの歌の全部。デュパルクは歌が三つばかりピュフシーは「即興曲第二番」ラヴェルは推薦して、ショーパン「コンチエルト」を加へてもよい

フランスの古風とイタリーの古風は、夏向きに涼しい感じがするかられやりやすいと思ふ。

それから、呼くないやうだけれど、あたしのゐない留守中に、どんなことがあつても、近所の娘さんや女の子達とは、遊んだりなんぞしてはいけないよ」

「はい、よく御言をうけます。」

「庄吉、もつとこつちへお寄り。」

「でも、鬱やさんがまゐりまして。」

「いいえ、鬱やさには用を云ひつけてあるから、あつちへやつてあるから、お前はこゝにゐて、さ、もつとこつちへお寄り——」

庄吉の手を把つて引寄せたお蔦は、にこにかむその鬱へ、おのれの鬱を重ねた。

「でもまア、あたしやどうしやうねえ、こんな可愛いお前を一人置いて、これから三年も御殿へ上つてゐなければならないのかと思ふと、やつぱり心配で心配でならないやうな。」

「お嬢様——」

「お前はあたしの心もちは、よく御つてゐてくれるだらうねえ。」

「はい。勿体ないと思つて居ります。」

お蔦の振舞は、いつか庄吉の眼にかかつて、鬱を眼とも眺かず横眼を見詰めてゐた。

涼臺夜話　一つ目入道

田口等

とかく怪談はもの凄しい場所に多いものであります。殊に深閑にする人跡の絶物が人の肝を冷り立て震撼にするものでありまして、私の村にも凄しく海鼠腸風い場所が多いので從つて怪異の出現に好都合で、真へる處があります。昔から狐狸は勿論、魔の部類の話の絶山に依へられてゐますが、これもその中の一つで怪談といふよりユーモアたつぷりな話です。けれども自殺者の五吉さんにとつては、實に冷水ものだつたのですから、五吉さんの霊のためを思つてそのまゝを記録いたします。

△

五吉さんは村の若い衆で平吉は遠縁なんか、關係にしてゐる進歩的青年ですが實際に從つて人間の絶物が大嫌ひで、夏の夜更に一人で墓場へ行くなんか、とても出來ない男でした。

△

村に一軒だけ小川があります。水のない川で、淡し場（といつても別に橋にはなく大きな石があるばかり）の處は昔から怪しいと村の評判で、話の增ひ者に依されたとか云ふ話が絶えたことがないほどの場所です。五吉さんは此處を通つて行くのです。

△

川の両岸には木がこんもり繁つてゐて、夏の夜更に一人で通ると思はれる一つ目の大入道がニュウと立つてゐるのを見たと云ふ者が多いのです。

が、庄吉の言葉が終るか終らないうちに、お蔦は庭裏の手枝の附いた枯り竹の杖で、突如と眼を強つて、身内に何やら曾つて今まで覚えたことのない、不思議な心持が流れ始めた。

「もういいよ庄吉。それでいいから、自分で眼眸しを敢つて御覧。」

今は十何から過たくないやうな気持にそでなつてゐた庄吉はひと瞬瞳ると、勇気に顫へる手で自らの眼眸しを外した。するとその鼻の先へ、御覧いたうにぱかりと浮んだ二重瞼しの『鬱』——

「あゝ、これはお嬢様——」

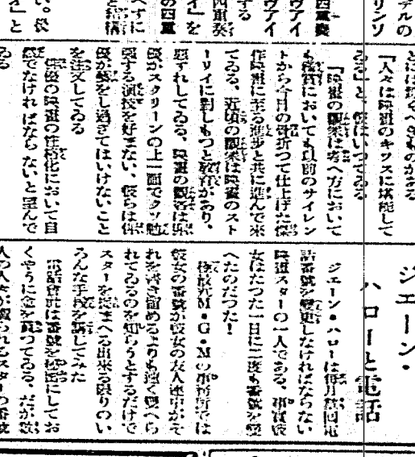

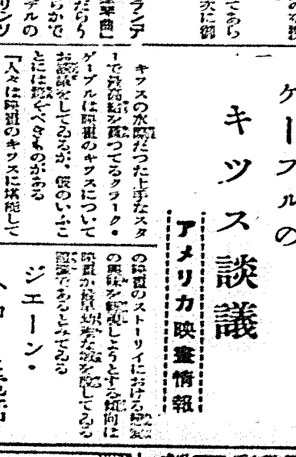

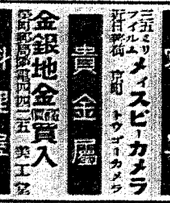

▲庄吉と蔦の自由論壇に傷は不可▲行数は十五字六十行以内▲匿名可、住所氏名は明記

お蔦の振舞は、いつか庄吉の眼にかかつて、鬱を眼とも眺かず横眼を見詰めてゐた。

國旗の掲揚に就いて

筧食生

◇國旗の掲揚は祝祭日として萬人斉しく慶ぶことを理想とする。隣隣諸邦の祝元日上の海軍旗は此點より理想的であつた

◇納税とか交通整理とかには街路上を通る自動車を認るがあの個所へ國旗を掲げたら大國旗を掲ぜしめてはどうか

◇街路に國旗を掲ぐるには規約ある様だが、制限緩和などは當然敬遠すべきだと思ふ

夏の音樂

レコードと涼味

K・K

夏の音樂というものが出てくるのであるが、これは勿論夏向きの、涼しい感じが爽くるレコードのことである。しかしこの音樂の民間となると皆のことに民間で區分けするのでないからつかしいやうである。

では、一體どんなレコードがいいかふのかと訊かれると、直ちに答へ得る程の組織の深い者はその返答に困るのである。交響樂は夏向きの音樂と思はれるが、これは勿論不適當である。

「第一に、バクハのブランデンブルグ協奏曲「第五番」も涼しくない。四番の「アイオリソナタ」も「第四番のアイオリソナタ」も私を點數する。

ハイドンはピロ・アルト四重奏曲もいい。何んにも交つて書く音樂には、ハイドンは最適なものだない。

ベートーヴェンはやし悪い。仮令の四重奏曲と「太公ドリア」とそんな感じは湧いだ。シューベルトのは全部いい。が部屋さう仮になれば三天歌集」に出なければならない。

メンデルスゾーンは「夏の夜の夢」でさへ同じではない。

ワグナーに「ジークフリードの牧歌」だけで涼山

シューマンは「子供の情景」と「ガーナヴァル」が欲しい

ブラームスは「ピアノ曲集」と「四重奏曲」の二つ二つ「ホルンのトリオ」も悪くない。

ショパンは「マツルカ」の二曲。ワルツは駄目。練習曲のそれにーもう宜い。リストは感じない。ベルリオーズ御免だが、フランクはあの静しかな「ヴァイオリン・ピアノソナタ」を推してはならぬ

ファーレンは「ピアノ四重奏曲」とあの歌の全部。デュパルクは歌が三つばかりピュフシーは「即興曲第二番」ラヴェルは推薦して、ショーパン「コンチエルト」を加へてもよい

フランスの古風とイタリーの古風は、夏向きに涼しい感じがするかられやりやりしたいと思ふ。

それから、呼くないやうだけれど、あたしのゐない留守中に、どんなことがあつても、近所の娘さんや女の子達とは、遊んだりなんぞしてはいけないよ」

「はい、よく御言をうけます。」

「庄吉、もつとこつちへお寄り。」

「でも、鬱やさんがまゐりまして。」

「いいえ、鬱やさには用を云ひつけてあるから、あつちへやつてあるから、お前はこゝにゐて、さ、もつとこつちへお寄り——」

庄吉の手を把つて引寄せたお蔦は、にこにかむその鬱へ、おのれの鬱を重ねた。

「でもまア、あたしやどうしやうねえ、こんな可愛いお前を一人置いて、これから三年も御殿へ上つてゐなければならないのかと思ふと、やつぱり心配で心配でならないやうな。」

「お嬢様——」

「お前はあたしの心もちは、よく御つてゐてくれるだらうねえ。」

「はい。勿体ないと思つて居ります。」

お蔦の振舞は、いつか庄吉の眼にかかつて、鬱を眼とも眺かず横眼を見詰めてゐた。

ゲーブルのキッス談議

アメリカ映畫情報

キスの次數だつた手ぢかなスターで最高記録を誇つてゐるクラーク・ゲーブルは映畫のキッスについて談話をしてゐるが、彼のいふことには驚ぐべきものがある

「人々は映畫のキッスに依頼してゐる」と彼はいつてゐる

「映畫の觀衆に依つて方法において映畫においても自分のサイレントから今日の發所つて仕上げた接吻作品に至る迄沙上に並べて來てゐる。近頃の觀衆は映畫のストーリイに對しもつと敏感があり、要求してゐる。映畫の觀衆は映畫がスクリーンの上一面でラブ・メイキングを好まない。彼らは俳優が愛をしてゐるさまでにいけないことを知つてゐる

俳優の映畫の接吻に於いて自然でなければならないと望んでゐる

「映畫の觀衆に依つて方法において映畫においても自分のサイレントから今日の發所つて仕上げた接吻作品に至る迄沙上に並べて來てゐる。近頃の觀衆は映畫のストーリイに對しもつと敏感があり、要求してゐる。映畫の觀衆は映畫がスクリーンの上一面でラブ・メイキングを好まない。彼らは俳優が愛をしてゐるさまでにいけないことを知つてゐる

俳優の映畫の接吻に於いて自然でなければならないと望んでゐる

人間といふものは秘密といふか、隠し抵抗のないといふか、他の動物のやうに裏表に割してずつと露出してはゐられないと人間に裏表があるものである。これが萬物の霊長たる所以であり又人間たる所以でもあるが、それだけでは未だ足りないで、經驗や練磨すべての方法にこれを及ぼす。一寸考へると、涼味とか言ふと非常的なものに關係させさうに思へる、音樂にかぎらず、これをその中の一つで説明するのである。そして、ここに表題にしたゞ夏の音樂といふものが出てくるのであるが、これは勿論夏向きの、涼しい感じが爽くるレコードのことである。しかしこの音樂の民間となると皆のことに民間で區分けするのでないからつかしいやうである。

では、一體どんなレコードがいいかふのかと訊かれると、直ちに答へ得る程の組織の深い者はその返答に困るのである。交響樂は夏向きの音樂と思はれるが、これは勿論不適當である。

「第一に、バクハのブランデンブルグ協奏曲「第五番」も涼しくない。四番の「アイオリソナタ」も「第四番のアイオリソナタ」も私を點數する。

ハイドンはピロ・アルト四重奏曲もいい。何んにも交つて書く音樂には、ハイドンは最適なものだない。

ベートーヴェンはやし悪い。仮令の四重奏曲と「太公ドリア」とそんな感じは湧いだ。シューベルトのは全部いい。が部屋さう仮になれば三天歌集」に出なければならない。

メンデルスゾーンは「夏の夜の夢」でさへ同じではない。

ワグナーに「ジークフリードの牧歌」だけで涼山

シューマンは「子供の情景」と「ガーナヴァル」が欲しい

ブラームスは「ピアノ曲集」と「四重奏曲」の二つ二つ「ホルンのトリオ」も悪くない。

ショパンは「マツルカ」の二曲。ワルツは駄目。練習曲のそれにーもう宜い。リストは感じない。ベルリオーズ御免だが、フランクはあの静しかな「ヴァイオリン・ピアノソナタ」を推してはならぬ

ファーレンは「ピアノ四重奏曲」とあの歌の全部。デュパルクは歌が三つばかりピュフシーは「即興曲第二番」ラヴェルは推薦して、ショーパン「コンチエルト」を加へてもよい

フランスの古風とイタリーの古風は、夏向きに涼しい感じがするかられやりやりしたいと思ふ。

ハローと電話

ジエーン・ハローは映畫會社の電話番が嬉しくなければならない職業だからスターの友達からも先に電話の聲つてゐるのをしばく知るのである

ジエーン・ハローはそれを誇りにしてゐるが、M・G・M映畫會社では彼女の友人達がそれぞれ好き勝めるより早く呉へられるのを知らうとするだけでスターを探まへる出來る限りのいろんな手段を講じてゐた

映畫會社は電話を必要にしておくやうに命令してゐる。だが然人の人々が呉られるスターの番號を聞きつけて電話する時それは困難である

その人たちは手を換へ品を換へ映畫會社の電話交換手を説得しなければならない時もあつたと云ふ一日に二度も三度も聞くのだつた！

映畫會社M・G・M映畫會社では彼女の電話が彼女の友人達からそれぞれ好き勝めるより早く呉へられるのを知らうとするだけでスターを探まへる出來る限りのいろんな手段を講じてゐた

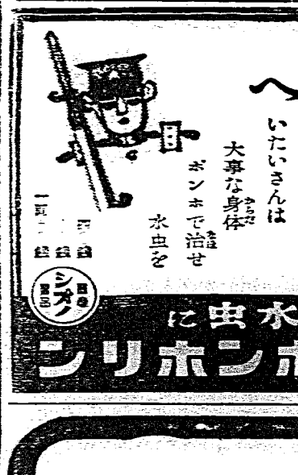

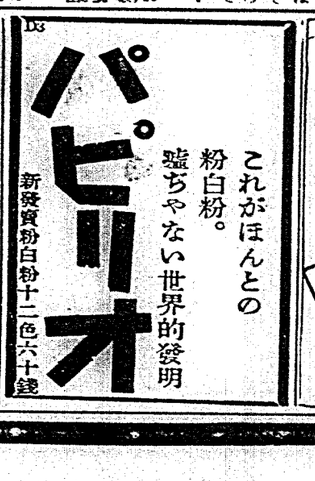

臺日案內

書籍
新常用語辭典　定價金一圓五十錢　送料十錢
東北帝國大學醫學部教授　醫學博士　小林晴治郎著
東京市神田區錦町三丁目　株式會社　研文書院

醫院
小林醫院　入院患者歡迎
東北大學醫學部卒業　醫學博士　小林晴治郎
仙臺市北六番丁百四十二番地　電話二五〇番

寫眞
メイスピーカメラ　三五ミリフイルム使用　カラーカメラ
仙臺市國分町　電話二五〇番

貴金屬
金銀地金賣買入
仙臺市國分町四丁目一五番地　電話二五〇番

料理屋
辨金本家
仙臺市國分町　電話二五〇番

菓子商
小菊饅頭（特製）　本店
東北帝國大學醫學部前二丁目　電話二五〇番

樂器
レコード交換
仙臺市古手町二丁目　電話二五〇番

雜件
洋服タンス　月賦式
組立式の
東北帝國大學醫學部前　日本家具株式會社

尿の病
腎臓・膀胱・尿道
長倉泌尿所
仙臺市國分町五丁目　電話二五〇番

ビーズリボン
直輸入　藤井優商店
大阪市南區堺筋一丁目（日本橋筋）

特許　岸壽鑑
商標
電話　商品券
仙臺市國分町　電話二五〇番

大の冷西瓜冷ビール
秋播　臺北種苗園
新種子
臺北市榮町

商品券電報
臺北市榮町　電話二五〇番

バイオリン尺八
臺北市榮町　電話二五〇番

日英米佛諾專賣特許　河合藥學博士創製

ミツワ肝油ドロップス

ミツワ肝油（ゆ）

強くなる！

夏でも胃腸に障らぬ

夏は誰にもアクサリした食物を好む為に、榮養が不足し、それが夏疲の原因になります。之を防ぐには肝油等で榮養を補なへばよいのですが、肝油は消化が惡く、特に夏は胃腹を害し易いので、お乳の様に榮養に乳化して居て消化吸收の非常に良いミツワ肝油ドロップスが推奨されるのです

片寄らぬ綜合榮養

單に一部か二種の榮養素だけを服むのは、偏食と同様に榮養が片寄つて面白くないと近來醫學者に說へられて來ました。そこでビタミンA・D（鱈肝油原肝油）と酵母ビタミンB・燐・カルシウム・鉄・キナ等、即ち新陳代謝、生長發育、盛胃や結核の豫防等、總ての榮養効果を併はせ具へて居るミツワ肝油ドロップスがよく食用される所以です

美味しくて服みよい

イヤ〳〵乍ら食べるのと、愉快に食べるのとでは、同じ御飯でも消化が違ひます。美味しいミツワ肝油ドロップスを樂しく服む方がどんなに效によいか知れません。毎日一つかたく〳〵二つも服めば、又疲もせず、健康が增して風邪も引かぬ强健になれます

一番經濟なビタミン劑

價は安いがビタミン含量の非常に少ない肝油丸や、價が高くてビタミン含量はそれ程でもないビタミン劑は拙です。ビタミン含量が十倍以上もあつて、一ヶ嚴密な試驗で力價を檢定してあるから効力が正しく、そうして而も割合から云ふと大變價の安いミツワ肝油ドロップスこそは、即ち一番經濟で徳用なビタミン榮養劑だと云へるのであります。

一顆のビタミン含量は
普通肝油の五瓦以上に相當

定價
三十顆入　一圓
六十顆入　一圓五十錢
百二十顆入　二圓五十錢
三百顆入　五圓

發賣所　東京・日本橋　丸見屋商店・藥品部
製藥所　東京七一〇番

○ミツワ石鹸本舗　東京・日本橋

籌設一大調査機關
檢討電力國營方法
政府首腦部苦心善後處置

東京七日電。頃日木曜相談會。其中心問題。為電力國營案。四五生之說明。關於電力國營之反對論。已公表之各種之反對論。頃日如何。頃日木曜相。決意斷然進行此案。內閣之統一。閣僚之協力。不待言。然此案之重大。其影響所及。至為廣汎。故為慎重期見。有設一大調査機關。以檢討此問題之必要。此點。已為閣僚間之一致意見。故此機關之設置。已為既定之事實。此機關之組織。及調査事項。目下正在研究中。

都市計畫令
仰御裁可
川村事務官談

內務省都市計畫令。已經樞府之審議。仰御裁可。即將公布。關於此令之內容。及其實施之方針。川村都市計畫事務官。於七日下午三時。入其隆港之逢萊山法制局審議室。說明其概要。其談話如次。

都市計畫令。為都市計畫之根本法規。其內容。概括的規定。都市計畫之種類。及其實施之方法。而其細目。則委任於主務大臣。即內務大臣。而定之。

都市計畫之種類。為土地區劃整理。市街地建築物。及其他都市計畫。

土地區劃整理。為改良宅地。增加地價。及便利交通。而為土地之交換分合。及變更其形質之事業。

市街地建築物。為防止火災。及保持衛生。而為建築物之禁止限制。及其他必要之事項。

其他都市計畫。為道路。公園。廣場。河川。運河。鐵道。及其他交通機關。上下水道。及其他衛生設備。墓地。及其他公共施設。土地區劃整理。市街地建築物。及其他都市計畫。為土地之使用。收用。及使用。或物件之使用。收用。或使用。土地之形質變更。及權利之得喪。或變更。之制限。

都市計畫。為內務大臣。或地方長官。之所管。

都市計畫。為內務大臣。或地方長官。之所管。

都市計畫。為內務大臣。或地方長官。之所管

臺灣日日新報

臺灣日日新報

本日夕刊共十二頁
臺北市北門町二丁目　臺灣日日新報社編輯局編纂
電話(公)一一一番(私)一一一番
臺灣日日新報社發行所
臺灣日日新報社商事課
臺北市全圖
改正臺北市街圖並附近略圖
定價十五錢

のみのコバタ
カモメ齒磨
齒牙愛護に
共に之を
父母に孝く敬て汚損せざるは孝の初めとある

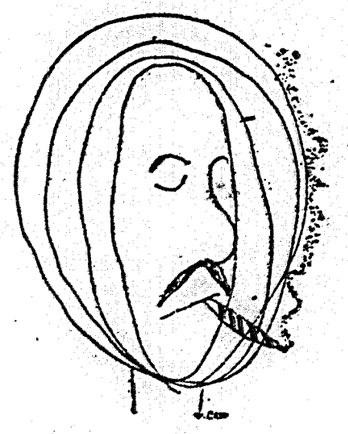

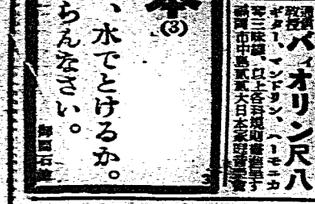

九月讀切傑作滿載號

クヴオ・ヴアディス

探偵奇怪

N2號館の殺人

甲賀三郎

高橋三吉大將縱橫談

萬金千円贈呈！犯人探し大懸賞の解決篇

外傳 忠臣藏

三利彦

滿天下待望の巨篇いよ〳〵發表

特別讀物 附錄 美男美女

武男小說傑作集

武道の花 勇士の血 嫁入槍返し

風雲五十騎 壯烈悲壯 血涙討手女夫雛

戀愛小說 曉は遠けれど

富豪令息の求婚に！明眸の早苗は何故胸を傷めるのか

光の凍

戀愛小說

嫁取り婿取り感激實話

日本一も競爭のは

映畫花形★珍問答合戰

講談・落語・浪曲名人座談會

昭和名人傳・本因坊秀哉の巻

私の仕へた明治の四大偉人を語る

鏡木清方畫伯人生漫畫問答

愉々快々！キング大娛樂園面白づくし

忘られぬ花

旗本船大工

罪人の娘

しがらみ鴉

信夫の常吉

街の姫君

友情と恋愛

敵討靑葉河原

呼子鳥

坊ちやん重役

女よなぜ泣くか

暗がりの乙松

地藏堂仇討

粗忽の借物

おもしろ集

鯛の子

漫畫 百三對六の話

漫畫大レヴユー館

出席の五名人
大島伯鶴　柳家金語樓　三遊亭金馬　廣澤虎造　木村重友

歐洲政局二分か
スペイン内亂を繞つて

國府今後の態度を監視
三相會議で申合

閣議が終つてから

汎米會議愈よ今年末に開催
新平和機構を協議

電力國營反對說
平生文相取消す
書記官長と會見　諒解を求む

加藤野副
邪魔物視される不鹸化物の利用
方法は幾らでもある

臺灣の化學工業・座談會 17

無水アルコール專賣の方針
臺灣から六十萬石買上ぐ

飛行艇を多數米海軍が建造

國有財産法の朝鮮施行決定

ベルーの附加稅一率に五割

畑軍司令官廿日に著任

日本精神の強化が必要
けふ離臺の柳川中將

中央軍との一戰を決議
廣西派軍事會議で

定例閣議

督府辭令

伊東博士日程

免除に決定
大豆油輸入稅

國策決定には先づ國防費の見透し
外相、首相に進言

歐洲政局の動向を注視

九月になれば國策閣議
馬場藏相談

人事

國策案の取扱方協議
商相が拓相と懇談

産業統制法の外地適用を要望

結城總裁と文相會見

鐵道省の車輛新製作費

座談會出席者
中央研究所理事　加藤　勉三
同上主事　藤原　武雄
同上　山本　三生
臺大教授　岡上　鐵吉
臺大助教授　西川　義方
臺大講師　高橋　泰藏
臺大講師　石井　健一郎
臺大講師　中村　哲
臺大講師　岩崎　榮
臺大講師　小林　英夫
臺大講師　吉田　三郎
臺大講師　岸　勇
臺大講師　石井　健一郎
臺大講師　中村　哲
臺大講師　岩崎　榮
臺大講師　小林　英夫
臺大講師　吉田　三郎
臺大講師　岸　勇

臺灣總督府中央研究所
臺灣化學工業協會
臺灣電力株式會社
臺灣肥料株式會社
臺灣鹽業株式會社
臺灣製糖株式會社
臺灣拓殖株式會社
臺灣日日新報社
臺灣製鹽株式會社
臺灣製麻株式會社
臺灣製藥株式會社
臺灣製紙株式會社
臺灣鐵工所
臺灣電氣工業株式會社
臺灣窯業株式會社
臺灣鑛業會
臺灣鑛業株式會社
臺灣鑛業會
臺灣鑛業株式會社

ダンダンは風の妙藥
相似品に御注意を！
臺北名物メローは元祖メロー商會
大大合名會社
代表社員　岡支店
合資會社に組織す

藥
總ゆる新藥賣藥を網羅して居ます
廣生堂藥舖
臺北榮町四　電話一九一九番
地方御注文は現金前渡に限り代送可仕候

臺灣名物
阿里山金線蛙
長谷川商行

皮膚科　花柳病科
台北市表町室通り
入院應需　三根九醫院　電話二八五五番

酒類
勇志
納入元
株式會社　桑田商店
灘・岩林醸

紫藤治療院
臺北市北門町一丁目
電話一九一八番
按摩・鍼灸・灸治
白ナヤメ神経衰弱
性病・婦人病
小兒病に特効あり

高雄州自動車㈱
高雄市前金町二ノ四四番地
電話高雄九五番
昭和十一年八月九日
株式會社組織変更登記
高雄州自動車工業㈱
高雄州自動車㈱
代表社員　高雄州自動車㈱
代表取締役　高雄州自動車㈱

臺北醫院
臺灣總督府醫院
臺灣總督府醫學校
臺灣總督府醫學校
臺灣總督府醫學校

讀者と聽く

一、新聞紙掲載の強姦記事（強姦被害者が婦女か）
二、臺灣新聞社に對する希望
三、ポン引と大損物價（都市に限る）
四、私の好きな人物（臺灣生活に於ての）
五、私の……（例えば、職業、趣味、好きな人物

中辻喜次郎

臺灣新聞への希望

新聞社の第一の使命は、讀者の要求にあるであろうが、私にそれに付て一つ注文がある。それは強姦に付ては、被害者名を全部發表することを止めて貰いたい。私は實際、實部の地位にあるので、一日から七日までの間の強姦事件を統計して見たが、百件近くもあった。之を一々發表したならば、臺灣は強姦國と思はれる恐れがある。

一、ノービールの販賣

一、ノービールの販賣は一日から七日までを以て各地の販賣業者に割當てたが、百箱以上の販賣業者は、其の割當數量の二十箇乃至二十五箇を以て限度とし、之を超過する分は、各地方廳に於て適當と認めた數量を以て割當てること。

二、ノービールは左記の販賣業者及びビール以外の飲料を販賣する者に對しては割當てないこと。

（一）ビールの販賣業者
（二）ビールの販賣業者の代理人又は販賣人
（三）ビールの販賣業者の使用人
（四）ビールの販賣業者の家族

三、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

四、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

五、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

六、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

七、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

八、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

九、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

十、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

十一、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

十二、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

十三、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

十四、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

十五、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

十六、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

十七、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

十八、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

十九、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

二十、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

二十一、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

二十二、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

二十三、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

二十四、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

二十五、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

二十六、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

二十七、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

二十八、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

二十九、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

三十、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

三十一、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

三十二、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

三十三、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

三十四、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

三十五、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

三十六、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

三十七、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

三十八、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

三十九、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

四十、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

四十一、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

四十二、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

四十三、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

四十四、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

四十五、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

四十六、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

四十七、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

四十八、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

四十九、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

五十、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

五十一、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

五十二、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

五十三、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

五十四、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

五十五、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

五十六、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

五十七、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

五十八、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

五十九、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

六十、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

六十一、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

六十二、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

六十三、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

六十四、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

六十五、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

六十六、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

六十七、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

六十八、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

六十九、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

七十、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

七十一、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

七十二、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

七十三、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

七十四、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

七十五、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

七十六、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

七十七、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

七十八、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

七十九、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

八十、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

八十一、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

八十二、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

八十三、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

八十四、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

八十五、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

八十六、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

八十七、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

八十八、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

八十九、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

九十、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

九十一、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

九十二、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

九十三、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

九十四、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

九十五、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

九十六、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

九十七、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

九十八、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

九十九、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百一、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百二、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百三、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百四、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百五、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百六、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百七、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百八、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百九、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百十、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百十一、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百十二、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百十三、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百十四、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百十五、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百十六、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百十七、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百十八、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百十九、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百二十、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百二十一、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百二十二、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百二十三、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百二十四、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百二十五、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百二十六、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百二十七、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百二十八、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百二十九、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百三十、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百三十一、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百三十二、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百三十三、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百三十四、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百三十五、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百三十六、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百三十七、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百三十八、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百三十九、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百四十、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百四十一、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百四十二、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百四十三、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百四十四、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百四十五、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百四十六、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百四十七、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百四十八、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百四十九、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百五十、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百五十一、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百五十二、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百五十三、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百五十四、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百五十五、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百五十六、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百五十七、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百五十八、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百五十九、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百六十、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百六十一、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百六十二、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百六十三、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百六十四、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百六十五、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百六十六、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百六十七、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百六十八、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百六十九、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百七十、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百七十一、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百七十二、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百七十三、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百七十四、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百七十五、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百七十六、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百七十七、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百七十八、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百七十九、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百八十、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百八十一、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百八十二、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百八十三、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百八十四、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百八十五、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百八十六、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百八十七、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範圍内に於て、各地方廳の指定する數量を、各地方廳の指定する期日迄に販賣すること。

百八十八、ノービールの販賣業者は、其の販賣數量を、各地方廳に於て割當てたる數量の範